

総務省令第五十四号

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第十九号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の二の二第一項、第八条の三第二項、第十七条の三の三、第十七条の六第二項、第十七条の八第五項、第二十一条の四十五第一項、第二十一条の四十九第二項、第二十一条の五十一第一項、第二十一条の五十二第三項第三号及び第四号並びに第二十一条の五十三並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第二号及び第三号並びに第四項、第三条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項及び第三項、第四条第三項、第三十三条、第四十四条第三項並びに第四十四条の二第三項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十六日

総務大臣 麻生 太郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 指定検定機関（第四十四条の四・第四十四条の十二）」を「第四章の二 登録検定機関（第四十四条の四・第四十四条の十二）」に改める。

第一条の二第一項中「消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項の表に次のように加える。

<p>令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号に規定する仮使用（以下この項及び第三条第一項において「仮使用」という。）の承認を受けたもの</p>	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数</p> <p>二 その他の部分については、従業者の数</p>
<p>令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（前項に掲げるものを除</p>	<p>従業者の数により算定する。</p>

く。及び同項第三号に掲げる防火

対象物

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

(工事中の防火対象物における防火管理)

第一条の二 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。) 第一条の二第三項第二号の総務省令で定める建築物は、外壁及び床又は屋根を有する部分が同号イ、ロ又はハに定める規模以上である建築物であつて電気工事等の工事中のものとする。

2 令第一条の二第三項第三号の総務省令で定める旅客船は、進水後の旅客船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。) であつてぎ装中のものとする。

第一条の三の次に次の一条を加える。

(登録講習機関)

第一条の四 令第三条第一項第一号イ又は第二号イの規定による総務大臣の登録(以下この条において単に「登録」という。) は、講習(同項第一号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第二号イに規定する乙

種防火管理講習をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする法人の申請により行う。

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三 現に行っている業務の概要を記載した書類

四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録をしなければ

ばならない。

一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者

ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。

三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第一号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

八 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

4 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。

二 第二十一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない法人であること。

三 第二十一項の規定による登録の取消の日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

5 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 講習の業務を取り扱う事務所の所在地

6 登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

8 登録を受けた法人（以下この条において「登録講習機関」という。）は、第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

9 登録講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。

10 登録講習機関は、公正に、かつ、第二条の三に定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

11 登録講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

12 登録講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開

始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項

二 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項

三 講習の業務の実施の方法に関する事項

四 講習の手数料の収納の方法に関する事項

五 講習の業務に関する秘密の保持に関する事項

六 講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 第十五項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 その他講習の業務の実施に関し必要な事項

13 総務大臣は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

14 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方

式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次項及び第四十四条の十の二第一項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えておかなければならない。

15 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

16 登録講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行つた日からこれを六年間保存しなければならない。

一 講習を行つた年月日

二 講習の実施場所

三 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日

四 別記様式第一号による修了証の交付の有無

五 前号の修了証の交付年月日及び交付番号

17 総務大臣は、登録講習機関が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習

機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18 総務大臣は、登録講習機関が第九項及び第十項の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

19 総務大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。

20 登録講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

21 総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 第四項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項又は第二十項の規定に違反したとき。
- 四 第十二項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。
- 五 第十三項、第十七項又は第十八項の規定による命令に違反したとき。
- 六 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 七 不正な手段により登録を受けたとき。

22 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第八項の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十項の規定による届出があつたとき。
- 四 前項の規定により登録を取り消し、又は講習の業務の停止を命じたとき。

第二条の二中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「次の各号」を「前条第一項第二号イ及びロ」に

改め、同条各号を削り、同条を第二条の二の二とし、第二条の次に次の一条を加える。

(防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格)

第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。

- 一 複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物
- 二 その管理について権原が分かれている防火対象物であつて次に掲げる部分を有するもの

イ 防火対象物の部分で令別表第一 項から 項まで、 項イ、 項、 項イ、 十六項イ又は十六の二

項に掲げる防火対象物の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の三第一項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

ロ 防火対象物の部分で令別表第一 項ロ、 項、 項、 項ロ、 項から十五項まで、 十六項ロ又は

(十七項に掲げる防火対象物の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の三第一項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が五十人未満のもの

三 特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第一項に規定する特定資産をいう。)に該

当する防火対象物又は不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第

二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約をいう。）に係る不動産に該当する防火対象物

2 令第三条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

二 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

第二条の三第五項中「消防本部」を「都道府県知事、消防本部」に、「指定する機関」を「登録を受けた法人」に改める。

第三条第一項中「応じ、」の下に「次の各号に掲げる区分に従い、」を、同項第三号中「消防用設備等」の下に「又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イ 自衛消防の組織に関する事。

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事。

ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関する事。

ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事。

ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関する事。

ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事。

ト 防火上必要な教育に関する事。

チ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事。

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事。

又 防火管理についての消防機関との連絡に関する事。

ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事。

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

二 令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分を除く。）及び同項第三号に掲げる防火対象物

イ 消火器等の点検及び整備に関する事。

ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関する事。

ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事。

ニ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事。

ホ 前号イ及びトから又までに掲げる事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

第三条第一項中第三号から第十二号までを削り、同条第二項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第四項及び第六項中「第一条の二第三項」を「第一条の二第三項第一号」に改め、同

条第八項中「複数の」を削り、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第四条の二の四第二項第八号口中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同号リ中「所在する」の下に「令第一条の二第三項第一号に規定する」を、「防火対象物」の下に「のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）」を加え、同項第九号中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第四項中「防火対象物点検資格者」の下に「（次条第二項において「防火対象物点検資格者」という。）」を加え、「次条第十項」を「次条第二項」に改め、同項第一号及び第二号中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同項第四号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、同項第十二号中「第二条第三十六号」を「第二条第三十二号」に改める。

第四条の二の五を次のように改める。

（登録講習機関）

第四条の二の五 前条第四項の規定による総務大臣の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により

行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第三号口中「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実施に関し必要な事項」とあるのは「防火対象物点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必要な事項」と、同条第十六項中「講習を行った日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

第四条の二の六第三号を次のように改める。

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第四条の二に規定する防火対象物でその管理について権原が分かっているもの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれ

ているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

第四条の二の六第七号中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、「法第十七条の二及び」を「及び第三項、法第十七条の二の五並びに」に改める。

第四条の二の八第一項第二号中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を、「設備等技術基準」の下に「又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画」を加える。

第四条の五第一項中「で総務大臣が指定するもの」を「であつて総務大臣の登録を受けたもの」に、「法人で消防庁長官が指定するもの」を「法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの」に、「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同条第二項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

第四条の六の見出しを「（登録確認機関）」に、同条第一項中「指定」を「登録」に改め、「において」の下に「単に」を、「確認」の下に「（以下この条において単に「確認」という。）」を加え、第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が公益法人であ

る場合にあつては総務大臣（第四項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（第四項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 次に掲げる機械器具その他の設備を保有していること。

イ 燃烧試験箱

ロ 試験体支持枠

ハ 試験体押さえ枠

ニ パーライト板

ホ 電気火花発生装置

ヘ ミクロバーナー

ト メツケルバーナー

チ エアーミックスバーナー

リ 試験体支持コイル

ヌ デシケーター

ル 恒温乾燥器

ヲ 水洗い洗たく機

ワ ドライクリーニング機

カ 脱水機

ヨ 脱液機

タ 乾燥機

三 登録申請者が、法第八条の三第二項の規定により同項の表示を付することができることとされる防災対象物品又はその材料を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第四項において単に「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 確認の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 確認の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 確認の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い確認の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。

二 全国の確認を受けることを希望する者に対して、確認の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

3 登録確認機関は、確認の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、確認を行った日からこれを十年間保存しなければならない。

一 確認の申し込みをした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 確認の申し込みを受けた年月日

三 確認の申し込みをした者の第四条の四第一項第一号の消防庁長官の登録を受けた際の登録番号

四 防災対象物品又はその材料の形状、構造、材質、成分及び性能の概要

五 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることを検査した日

六 前号の検査をした者の氏名

七 確認の有無（確認をしない場合にあつては、その理由を含む。）

八 確認の有無を通知した日

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「主たる事務所」の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」と、「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「令第四条の三第四項及び第五項、第四条の三第三項から第七項までに定める基準並びに別表第一の二の二の消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準」と、第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

第四条の六第五項から第九項までを削る。

第五款中第三十一条の三の前に次の一条を加える。

(性能評価の方法)

第三十一条の二の三 法第十七条の二第一項に規定する性能評価は、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防用設備等の性能を評価するために必要な事項について行う。

2 前項の性能評価は、必要に応じて、日本消防検定協会（以下「協会」という。）又は登録検定機関（法第十七条の二第一項の法人であつて総務大臣の登録を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が指定した日時に、協会又は登録検定機関が指定した場所において、特殊消防用設備等の性能を検証する試験を行うものとする。

第三十一条の三第二項中「及び次条」を「次条並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項」に改める。

第三十一条の四第一項中「指定」を「登録」に、「次条第一項」を「次条」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に、「指定認定機関」を「登録認定機関」に改める。

第三十一条の五の見出しを「（登録認定機関）」に、同条第一項中「指定」を「登録（以下この条において単に「登録」という。）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が公益法人である場合にあつては総務大臣（次項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（次項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が認定の業務を実施し、その人数が認定の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械工学、電気工学又は工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の検定又は認定に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具

に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを検査するために必要な機械器具その他の設備を用いて認定の業務を行うものであること。

3 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項まで、第四条の六第二項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定（同項第三号の規定を除く。）は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、「講師」とあるのは「認定の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「認定の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四条の六第二項第三号中「法第八条の三第二項の規定により同項の表示を付することができるとされる防災対象物品又はその材料」とあるのは「

第三十一条の四第二項の規定により同項の表示を付することができることとされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第三項中「確認を行った日からこれを十年間」とあるのは「認定を行った日からこれを五年間」と、同項第四号及び第五号中「防災対象物品又はその材料」とあるのは「消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同項第五号中「防災性能を有していること」とあるのは「設備等技術基準の全部又は一部に適合していること」と読み替えるものとする。

第三十一条の六第五項中「公益法人で総務大臣が指定するもの」を「公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの」に、「法人で消防庁長官が指定するもの」を「法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの」に、「指定講習機関」を「登録講習機関」に改め、「発行する消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、「次条第三項」を「次条第二項」に、「次項において」を「次項及び次条第二項において」に改め、同項第七号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条第六項第六号中「指定講習機関」を「登録講習機関」に改める。

第三十一条の七の見出しを「（登録講習機関）」に改め、同条第一項中「指定」を「登録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定

は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第三項中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実施に関し必要な事項」とあるのは「消防設備点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必要な事項」と、同条第十六項中「講習を行つた日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前項の免状」と読み替えるものとする。

第三十一条の七第三項を削る。

第三十三条の三第一項の表の指定区分の項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、

同項の次に次の一項を加える。

特類

特殊消防用設備等

第三十三条の八第一項第七号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等（法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。第三十三条の十第一項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 甲種特類（第三十三条の三第一項の表の上欄に掲げる特類の指定区分（同条の指定区分をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）に係る消防設備士試験（以下この章において「試験」という。）を受けることができる者は、同欄に掲げる第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の指定区分に係る免状の交付を受けている者とする。

第三十三条の九中「消防設備士試験（以下この章において「試験」という。）は、第三十三条の三の指定区分（以下「指定区分」という。）ごとに、筆記試験及び実技試験の」を「試験は、次の各号に掲げる試験の指定区分の区分に従い、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の二号を加える。

一 甲種特類 筆記試験

二 前号に掲げる指定区分以外の指定区分 筆記試験及び実技試験

第三十三条の十中「筆記試験」を「前条第一号の筆記試験」に、同条第一号中「機械又は電気に関する基礎的」を「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る」に改め、同条第二号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二号の筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 機械又は電気に関する基礎的知識

二 消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法

三 消防関係法令

第三十三条の十一第一項から第三項まで中「前条第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第四項中「前条の試験科目」を「前条第二項の試験科目」に改め、同条第五項中「日本消防検定協会」の下に「（以下「協会」という。）」を加え、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「同条第一項の規定による指定を受けた者」を「法第二十一条の四十五に規定する登録を受けた法人」に、「前条第一号」を「前条第二項

第一号」に改め、同条第六項中「昭和四十五年消防庁告示第一号」第二条第四項」を「平成十五年消防庁告示第三号」第三条第四項」に、「別表第五第三項」を「第九条第一項」に、「前条第一号」を「前条第二項第一号」に改める。

第三十三条の十一の二第一項を次のように改める。

第三十三条の十一の二 筆記試験の合格基準は、次の各号に掲げる指定区分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 甲種特類 第三十三条の十第一項各号に掲げる試験科目ごとの成績がそれぞれ四十パーセント以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が六十パーセント以上であること。

二 前号に掲げる指定区分以外の指定区分 第三十三条の十第二項各号に掲げる試験科目（前条の規定により試験科目の全部又は一部が免除された者については、当該免除された試験科目の全部又は一部を除く。）ごとの成績がそれぞれ四十パーセント以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が六十パーセント以上であること。

第三十三条の十三第一項第一号中「に規定する」を「及び第三十三条の八第二項に定める」に改める。

第三十五条第三項中「日本消防検定協会（以下「協会」という。）」を「協会」に、同条第五項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第三十六条第一項、第三十九条第二項及び第三十九条の二第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

「第四章の二 指定検定機関」を「第四章の二 登録検定機関」に改める。

第四十四条の四第一項及び第二項を次のように改める。

（登録検定機関の登録の申請）

第四十四条の四 法第二十一条の四十五第一項の規定により同項に規定する登録を受けようとする法人は、申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書については、第一条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第二十一条の四十五第一項各号に掲げる業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第二十一条の四十五に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「保有している機械器具その他の設備の概要」

と読み替えるものとする。

第四十四条の五から第四十四条の五の三までを次のように改める。

第四十四条の五から第四十四条の五の三まで 削除

第四十四条の六の見出し中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条中「第二十一条の四十七第二項」を「第二十一条の四十八第二項」に、「指定検定機関の名称又は主たる事務所の所在地」を「法第二十一条の四十六第三項第二号及び第四号に掲げる事項」に改める。

第四十四条の七を次のように改める。

（検定等の方法）

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 法第二十一条の四十五第一項第一号に掲げる業務 特殊消防用設備等の性能に関する評価を、法第十

七条第三項に規定する設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防用設備等の性能を評価するために必要な事項について行うとともに、必要に応じて、協会又は登録検定機関の指定した日時に、協会又は

登録検定機関の指定した場所において、特殊消防用設備等の性能を検査する試験を行うこと。

二 法第二十一条の四十五第一項第二号から第四号までに掲げる業務 これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び個別検定を第三十六条及び第三十九条第二項に定める方法により行うこと。

第四十四条の八中「事項は、次のとおりとする」を「事項については、第一条の四第十二項の規定を準用する。この場合において、同項第七号中「第十五項第二号及び第四号」とあるのは「法第二十一条の五十二第三項第二号及び第四号」と読み替えるものとする」に改め、各号を削る。

第四十四条の十の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第四十四条の十の二 法第二十一条の五十二第三項第三号の総務省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十一条の五十二第三項第四号の総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

第四十四条の十一第一項第八号中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第五十条中「令第四十四条第三項第一号」の下に「及び令第四十四条の二第三項第一号」を加える。

第五十一条を次のように改める。

(救急業務に関する講習の課程を修了したものと同等以上の学識経験を有する者)

第五十一条 令第四十四条第三項第二号及び令第四十四条の二第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の規定による救急救命士の免許を受けている者
- 二 消防庁長官が前条に定める講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者

別表第一の二の二の表並びに同表備考二及び備考三中「登録確認機関」を「登録確認機関」に改める。

「（消防庁長官 氏名 印）
（財団法人日本防火協会 印）」を削る。

別記様式第一号中

「甲種1類」				「甲種特類」
--------	--	--	--	--------

別記様式第一号の三中

甲種特類
甲種1類

「甲種1類」を「特類、第1類」に改める。
に改め、同様式備考1中「甲種1類」を「甲種特類」
「甲種1類」に

別記様式第一号の四中

「甲1 昭・平 年 月 日」	「甲特 昭・平 年 月 日」
----------------	----------------

甲1	昭・平
甲1	昭・平

平 年 月 日

平	井	田	口		
				に改める。	

別記様式第一号の六中「~~井~~ 田」を「~~田~~ 井」に改める。

別記様式第二号、別記様式第三号及び別記様式第七号中「~~井田井田井田~~」を「~~田井田井田~~」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十三条の十一第六項の改正規定（「昭和四十五年消防庁告示第一号）第二条第四項」を「平成十五年消防庁告示第三号）第三条第四項」に、「別表第五第三項」を「第九条第一項」に改める部分に限る。）、「第五十条の改正規定及び第五十一条の改正規定 平成十六年四月一日
- 二 第一条の二第一項の改正規定、第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定、

第三条の改正規定（同条第一項第三号中「消防用設備等」の下に「又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）」を加える部分、同条第二項及び第八項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える部分並びに同条第八項中「複数の」を削る部分を除く。）及び第四条の二の四第二項第八号リ中「所在する」の下に「令第一条の二第三項第一号に規定する」を加える改正規定 平成十六年八月一日

（消防法施行規則第四条の五第一項に規定する指定確認機関を指定する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は廃止する。

一 消防法施行規則第四条の五第一項に規定する指定確認機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十八号）

二 消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する指定認定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十九号）

三 消防法施行規則第三十一条の六第五項に規定する指定講習機関を指定する省令（平成十三年総務省令第八十号）

(経過措置)

第三条 この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の四第一項、第四条の二の五第一項、第四条の六第一項、第三十一条の五第一項及び第三十一条の七第一項の登録を受けようとする法人は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。新規則第一条の四第十二項（新規則第四条の二の五第二項、第四条の六第四項、第三十一条の五第三項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の消防法施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の二の五第一項の登録を受けている法人並びに旧規則第四条の六第一項、第三十一条の五第一項及び第三十一条の七第一項の指定を受けている法人は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新規則第四条の二の五第一項、第四条の六第一項、第三十一条の五第一項及び第三十一条の七第一項の登録を受けている法人とみなす。当該法人がその期間内にこれらの規定によりこれらの規定の登録の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

第四条 この省令の施行の際現に存する旧規則別表第一の二の二に定める様式による防災表示は、新規則別

表第一の二の二にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

2 この省令の施行の際現に旧規則第四条の四第一項の規定により防災物品に付されている旧規則別表第一の二の二に定める様式による防災表示は、新規則別表第一の二の二に定める様式による防災表示とみなす。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧規則第三十一条の四第二項の表示は、同項の指定認定機関が、新規則第三十一条の四第一項の登録を受けた場合及び附則第三条第二項の規定により新規則第三十一条の五第一項の登録を受けている法人とみなされる場合に限り、新規則第三十一条の四第二項の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

2 この省令の施行の際現に旧規則第三十一条の四第二項の規定により消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等に付されている同項の表示は、新規則第三十一条の四第二項の規定により付された同項の表示とみなす。

第六条 この省令の施行の日から平成十七年五月三十一日までの間においては、新規則第三十三条の三第一項の表の上欄に掲げる第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の指定区分に係る消防設備士免状の交付を受けている者は、同項の規定にかかわらず、特殊消防用設備等の設置に係る工事又は整備を

行うことができる。

2 新規則第三十三条の三第一項の表の上欄に掲げる特類の指定区分に係る消防設備士試験については、この省令の施行の日から平成十六年十二月三十一日までの間に限り、都道府県知事（法第十七条の十一第三項の指定試験機関を含む。）は、新規則第三十三条の三第一項の規定にかかわらず、当該消防設備士試験を行わないことができる。

3 この省令の施行の際現に交付されている旧規則別記様式第一号の三の消防設備士免状及び次項の規定により当分の間使用することができることとされた消防設備士免状は、新規則別記様式第一号の三の消防設備士免状とみなす。

4 この省令の施行の際現に存する旧規則別記様式第一号の三、別記様式第一号の四及び別記様式第一号の六による消防設備士免状、消防設備士免状書換・再交付申請書及び消防設備士試験受験願書は、新規則別記様式第一号の三、別記様式第一号の四及び別記様式第一号の六にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

第七条 この省令の施行の際現に旧規則第三十三条の十一第六項に規定する専科教育の機関科を修了してい

る者は、新規則第三十三条の十一第六項の適用については、同項に規定する専科教育の機関科を修了した者とみなす。

第八条 この省令の施行前に旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新規則の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新規則の相当の規定によつてしたものとみなす。